

文京区補助金等チェックシート

所属 都市計画部地域整備課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	不燃化推進特定整備地区事業住替え助成金							
根拠規定等	文京区不燃化推進特定整備事業住替え助成金交付要綱							
創設年月	平成	30	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月	平成33年3月
直近の見直し年月	平成		年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	07都市整備費	01都市整備費	02都市整備事業費	06不燃化推進特定整備地区事業	01不燃化推進特定整備地区事業	災対03-02		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(24都市整防第598号)により指定を受けた不燃化推進特定整備地区の区域内において、老朽建築物の建替えに伴う住替えに要する費用の一部を助成することにより、不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。					
補助事業等の内容	大塚5・6丁目地区の老朽建築物の所有者の住替えについて、費用の一部を助成する。					
補助対象経費の内容	(1) 転居一時金(移転先建築物の礼金等) (2) 住居用家財移転費用(移転先建築物への住居用家財の運搬費) (3) 家賃(移転先建築物の賃借料3月分)					
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 不燃化建替えの促進助成を活用し建築物の建替えを行う者(老朽建築物所有者に限る)					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	[その他の場合は具体的に記入] (1) 転居一時金…礼金等の実費又は区要綱に定める額のいずれか低い額。 (2) 住居用家財移転費用…移転に伴う住居用家財の運搬にかかる実費又は区要綱に定める額のいずれか低い額。 (3) 家賃…賃借料3月分の実費又は区要綱に定める額のいずれか低い額。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況	区ホームページ、区報ぶんきょう等により周知する。					
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }					
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区 1/2	国 -	都 1/2	補助対象者 -
		上乗せの内容・理由				

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	防災性の向上や住環境の整備が進むので、適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想の計画事業「東京都不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業」に定めた事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区が公助の役割を果たし、災害に強いまちづくりに寄与している。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	災害に強いまちづくりを推進することができない恐れがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	本要綱に定める助成対象者であれば、申請は可能。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認められたものについて決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	事業に要する費用の一部を助成しており、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	安全で災害に強い地域環境の実現が図られる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	安全で災害に強い地域環境の実現が図られる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	安全で災害に強い地域環境の実現が図られる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(予算)			
交付(見込み)件数	8			
決算(予算)額	6,952			
国庫支出金	0			
都支出金	3,476			
その他	0			
一般財源	3,476			
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

### 5 課題及び今後の方向性

当該地区に対し、30年4月より、新たに住替え助成制度を実施する等、耐火性の高い建築物への建替えをこれまで以上に促進し、地区内の不燃領域率の更なる向上を図る。